

議案第 26 号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 地方自治法第 207 条、農業委員会等に関する法律第 35 条第 1 項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【地方自治法】 第 207 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第 74 条の 3 第 3 項及び第 100 条第 1 項後段(第 287 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第 115 条の 2 第 2 項(第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人、第 199 条第 8 項の規定により出頭した関係人、第 251 条の 2 第 9 項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第 115 条の 2 第 1 項(第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。</p> <p>【農業委員会等に関する法律】 (報告、調査等) 第 35 条 農業委員会は、その所掌事務を行うため必要があるときは、農地等の所有者、耕作者その他の関係人に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。 2～4 省略</p> </div> <p>【改正趣旨】 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年 9 月 4 日法律第 63 号)により農業委員会等に関する法律が改正され、当該条例における引用条項の「条ずれ」が生じたため。</p> <p>【改正内容】 証人等に支給する実費弁償の根拠条文の改正(第 1 条第 7 号)</p> <p>《現 行》(7) 農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項の規定により、農業委員会に關係人として出頭した者で直接利害關係のある者以外のもの</p> <p>《改正案》(7) 農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 35 条第 1 項の規定により、農業委員会に關係人として出頭した者で直接利害關係のある者以外のもの</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p>